# 本号で公布された法令のあらまし

**◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令**（政令第一七六号）（内閣官房）

1　平成二七年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令第一条並びに次項及び附則第三項の規定は、平成二七年四月一日から適用することとした。

**◇内閣官房組織令の一部を改正する政令**（政令第一七七号）（内閣官房）

1　内閣審議官の定数を六八人とし、うち四七人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれることとした。（第六条第三項関係）

2　内閣参事官の定数を八五人とし、うち二四人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれることとした。（第八条第三項関係）

3　当分の間、内閣参事官の定数を八四人とし、うち二三人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれることとした。（第八条第三項及び附則第九項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第一七八号）（内閣府本府）

1　大臣官房の所掌事務のうち遺棄化学兵器の廃棄に関する事務を政策統括官の職務に移すこととした。（附則第二条及び第三条関係）

2　本府に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二〇条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇宮内庁組織令の一部を改正する政令**（政令第一七九号）（宮内庁）

1　侍医一人を増置することとした。（第一六条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇警察法施行令の一部を改正する政令**（政令第一八〇号）（警察庁）

1　地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改めることとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令**（政令第一八一号）（公正取引委員会）

1　審査局に訟務官一人を新設することとした。（第一七条第一項及び第二〇条関係）

2　審査局管理企画課の所掌事務を変更することとした。（第一八条関係）

3　その他、所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇総務省組織令の一部を改正する政令**（政令第一八二号）（総務省）

1　総務省に国立研究開発法人審議会を新たに設置し、情報通信国際戦略局及び同局技術政策課の所掌事務に、同審議会の庶務に関する事務を追加することとした。（第一〇条、第六九条及び第一二一条関係）

2　国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理することとした。（第百二五条の二関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇法務省組織令の一部を改正する政令**（政令第一八三号）（法務省）

1　本省に訟務局を設置することとした。（第二条、第九条、第一二条、第一三条、第四七条～第五二条、附則第四項関係）

2　大臣官房の所掌事務を変更することとした。（第三条関係）

3　大臣官房に置かれる審議官を一人増設することとした。（第一二条関係）

4　大臣官房に置かれる参事官を一人廃止することとした。（第一三条関係）

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

6　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇文部科学省組織令の一部を改正する政令**（政令第一八四号）（文部科学省）

1　文部科学省に国立研究開発法人審議会を新たに設置し、科学技術・学術政策局及び同局企画評価課の所掌事務に、同審議会の庶務に関する事務を追加することとした。（第七条、第五六条及び第八五条関係）

2　国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理することとした。（第八九条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令**（政令第一八五号）（厚生労働省）

1　国立研究開発法人審議会を設置し、その組織等について定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇農林水産省組織令の一部を改正する政令**（政令第一八六号）（農林水産省）

1　農林水産省に国立研究開発法人審議会を置くこととした。（第八五条の二関係）

2　国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理することとした。（第八六条の二関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇経済産業省組織令の一部を改正する政令**（政令第一八七号）（経済産業省）

1　経済産業省に国立研究開発法人審議会を新たに設置し、産業技術環境局及び同局産業技術政策課の所掌事務に、同審議会の庶務に関する事務を追加することとした。（第一条関係）

2　国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理することとした。（第一条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇国土交通省組織令の一部を改正する政令**（政令第一八八号）（国土交通省）

1　本省に国立研究開発法人審議会を置き、大臣官房及び総合政策局並びに大臣官房技術調査課及び総合政策局技術政策課の所掌事務に、同審議会の庶務に関することを加えることとした。（第三条、第四条、第三〇条、第四六条及び第一九一条関係）

2　航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課、航空事業課及び環境・地域振興課の所掌事務を変更することとした。（第一六七条、第一六八条及び第一七二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇環境省組織令の一部を改正する政令**（政令第一八九号）（環境省）

1　総合環境政策局及び総合環境政策局総務課の所掌事務を変更することとした。（第四条及び第二〇条関係）

2　自然環境局総務課、国立公園課等の所掌事務を変更することとした。（第三八条及び第四〇条関係）

3　国立研究開発法人審議会を設置し、その組織等について定めることとした。（第四二条及び第四二条の三関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令**（政令第一九〇号）（原子力規制委員会）

1　長官官房の総括整理職の数を変更することとした。（第五条関係）

2　原子力規制委員会に国立研究開発法人審議会を設置することとした。（第七条関係）

3　長官官房の所掌事務及び総括整理職の設置期間の特例に係る規定を廃止することとした。（附則第二項及び第三項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。